

『越境データ流通と国際貿易：インターネット経済のための新しいルールの展開』

(2013年10月8～9日 アネンベルグ-ドライバー委員会・ブルッキングス 共催会合)
について

2013年11月28日
中富道隆

10月8～9日にかけて、上記非公式会合がシンガポール（マンダリン・オリエンタルホテル）で開催されたところ、概要以下のとおり。

本会合は、越境データの流通の自由について議論し、今後の原則を固め産業界中心として発信することを目的として開催された会合で、第2回目。越境データの流通の自由というテーマにしぼった会合として、今後の動きが注目される。

I 出席者

別添。米を中心としたアジア太平洋地域のIT・インターネット企業、シンクタンク等から参加。日本からは、中富のほか、横澤京大教授（野村総研）（第1回目も出席）、吉村氏（SONY）が出席。

II 討議項目・発表者

別添

III 議論内容

・越境データ流通の自由の重要性、合理的な規制の必要性と在り方等について、クラウドコンピューティング、データ localization、国際貿易、金融・製造セクターにおける越境データ流通、インターネット経済に焦点を当てて議論。

・越境データ流通の重要性を確認。また、特に data localization 法制に強い不満が表明された。EU のプライバシー法制への懸念と同時に、アジア太平洋地域でも localization が大きな制約となっているとの共通認識あり。

・ localization と、プライバシー保護（特に PII (personally identifiable information) の扱い）、セキュリティー保護の問題は全く別の問題であること。地震対応等の観点からは、むしろ情報の分散管理が必要であること、特にプライバシー、セキュリティー理由等からのサーバー現地設置要求等に強い不満表明あり。

・金融分野、製造業等でもデータの越境流通は急増しており、その自由の確保は不可避の課題であること、他方で、金融分野では、日本を含め様々な制約が

あるとの認識あり。

- ・また、localization の問題は、多くのケースで技術的な解決が可能であり、技術の進展が重要との共通認識あり。

- ・通商ルールとの関係では、TPP における進展に対する強い期待が共有されている一方、米を含め交渉の透明性の欠如に懸念を示す声も聞かれた。

- ・貿易ルールの側面からは、当方から、GATS の枠組みの問題点(コミットメントの範囲が古い分類で規定され、技術的中立性という不十分な概念で議論されていること、モノとサービスルールの境界もはっきりしないこと、文化例外等の全く次元の違う議論が同じ譲許表の議論に混在していること、MA・内国民待遇・最恵国待遇の単純な議論の枠組みしかないこと等)を説明し、越境データ流通の重要性をきっちりとしたロジックで、焦点を絞って議論し、プライバシーの保護、文化例外、安全保障等の議論と切り分けることが必要であること、等説明。(また、日米共同原則、TISA での提案、スイス FTA における電子商取引章等日本の本分野での積極的貢献を説明。)

産業界と政府との連携、政府間の相互信頼が重要であることについて認識を共有。

- ・クラウドの急展開の中で、SME のビジネス機会が急増していること、越境データ流通は GVC の基礎であること等越境データ流通の自由は成長に資するとのシナリオを浸透する必要ありとの共通認識あり。また、当方からは、localization は、投資の他国への逃避を招くとのロジックが一番効くこと等インプット。

IV 今後の進め方

12月13日にワシントンで次回会合。レポートをまとめ、来年第一四半期にも、GEO 会合で、越境データ流通の自由の重要性、例外分野の特定、貿易規制の限定等の必要性を確認して関係国政府に訴えたい、との意向。